

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務仕様書

1 委託業務の名称

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務

2 目的

これまで、介護サービス利用者に関する介護情報等（要介護認定情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、多くの場合、自治体や介護事業所等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっておらず、紙媒体や対面方式により行われることが多いため、要介護認定申請からサービス利用開始までの事務は、煩雑かつ日数を要するものとなっていた。

令和8年度から国は介護情報基盤の稼働を開始し、市町村の介護保険システムの標準化作業を完了することで、誰もが必要な情報を簡単にオンライン上で閲覧したり、電子的な事務手続きが可能となるなど、従来に比べて飛躍的に市町村や関係機関に従事する職員の事務負担の軽減や業務効率化が図られ、利用者への迅速なサービス提供が可能になる体制の構築を進めている。

本委託業務では、介護分野におけるDX推進に豊富な経験やノウハウを有する専門事業者により外部委託し、DX推進に必要な助言や提案等を行うことで県内市町村の要介護認定業務のデジタル化推進を支援することを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容等

(1) 要介護認定事務のデジタル化に向けた市町村等職員向け説明会の開催

市町村等の要介護認定事務に従事する職員を対象として、令和7年度に実施した県の当該委託事業の実績や成果などをわかりやすく説明するとともに、市町村の介護保険システムが令和8年4月以降、標準準拠システムに移行することを見据え、本委託業務で実施する介護分野におけるデジタル化推進に向けたアドバイザー業務の内容を説明し、説明会終了後の市町村への相談対応もあわせて行うこと。

(事業概要)

- ・対象者：市町村の要介護認定事務に従事する職員や認定審査会事務局職員
- ・開催回数：1回以上
- ・開催方法：オンライン

(留意事項)

- ・説明会の内容については、事前に県の承認を得ること。
- ・支援対象市町村の選定については、県と協議のうえ決定する。
- ・説明会開催時間は、相談対応を含め1～2時間程度とすること。

(2) 市町村ヒアリング及び各市町村に応じたロードマップ等の作成支援

市町村ごとに要介護認定事務のデジタル化の取組状況や課題などが異なることから、各市町村の状況等を正確に把握するため、市町村ごとにヒアリングを実施し、各市町村のデジタル化の状況に応じたロードマップの作成や業務手順の改善等の提案を行うこと。また、ヒアリングについては、令和7年度からの継続支援市町村と令和8年度からの新規支援市町村との間で、ヒアリング回数や支援内容にメリハリをつけること。

① 市町村ヒアリング

(事業概要)

- ・対象者：市町村の要介護認定事務に従事する職員
- ・開催回数：a) 令和7年度からの継続支援市町村
支援対象の1市町村あたり1回以上
b) 令和8年度からの新規支援市町村
支援対象の1市町村あたり2回以上
- ・開催方法：オンライン

(留意事項)

○令和7年度からの継続支援市町村

- ・令和7年度の当該委託事業に係る伴走支援後の状況把握や課題、管内の医療機関や介護事業所に係るデジタル化の状況等についてヒアリングを行うこと。
- ・ヒアリングの確認事項等については、事前に県の承認を得ること。
- ・ヒアリング時間は1市町村あたり概ね1時間程度とする。
- ・ヒアリング後に記録を作成するとともに、ヒアリング後2週間以内に県に記録を提出すること。

○令和8年度からの新規支援市町村

- ・各市町村に対し、デジタル化推進に係る現状や課題、デジタル化を希望する業務などについてヒアリングを行うこと。
- ・ヒアリングの確認事項等については、事前に県の承認を得ること。
- ・ヒアリング時間は1市町村あたり概ね1時間程度とする。
- ・ヒアリング後に記録を作成するとともに、ヒアリング後2週間以内に県に記録を提出すること。

② ロードマップ作成及び業務効率化等の市町村支援

(事業概要)

- ・支援内容：市町村がデジタル化を希望する要介護認定事務（認定調査、主治医意見書、認定審査会、ケアマネジャーへの情報開示）ごとのロードマップの作成及び市町村の運営上の問題点を踏まえた改善事項等の提案

(留意事項)

- ・当該業務を通じて、市町村がデジタル化の取組を自走できるように支援すること。
- ・令和7年度からの継続支援市町村については、令和7年度にロードマップを既に作成していることから、再度の作成等の必要性については県に相談のうえ判断すること。
- ・ロードマップの作成及び改善事項等の提案後、各市町村からの相談対応等を適宜実施すること。
- ・デジタル化に際して国等からの補助メニューが確認された場合には、適宜市町村に情報を提供するとともに補助メニューに関する情報をロードマップに組み入れること。

(3) 各医師会向け要介護認定DXの説明

要介護認定事務（認定調査、主治医意見書、認定審査会、ケアマネジャーへの情報開示）のうち、特に主治医意見書の電送や認定審査会のデジタル化を図るうえで、各市町村の医師会が果たす役割は非常に大きいことから、当該市町村及び管内の関係機関のデジタル化を後押しするため、各医師会向けの説明会に参加すること。

(事業概要)

- ・対象者：新規・継続支援対象の市町村に所在する医師会
- ・開催回数：支援対象市町村との協議により決定
- ・開催方法：対面又はオンライン

(留意事項)

- ・説明する際の内容等については、事前に県の承認を得ること。

5 守秘義務の遵守

- (1) 本委託業務を実施する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 県や市町村等が提供する一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で使用し、複写・複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (3) 受託者は、本委託業務の処理を他者に委託しないこと。ただし、業務の一部については事前に申請し、県の承諾を得た場合には、この限りではない。

6 支払方法

受託者からの請求に基づいて行う（精算払）

7 その他業務実施上の条件

- (1) 協議及び調整
 - ・業務遂行にあたっては、県や市町村の担当者など関係者と緊密に連携すること。
 - ・県は受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができる。
 - ・企画提案等の内容については、県と受託者との協議により、必要に応じて変更できるものとする。
- (2) 計画書の提出
 - ・事業実施にあたっては、事前に実施計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (3) 実績報告書の提出
 - ・事業完了後、実績報告書を作成し、本委託事業で作成した資料等を添付のうえ、データにて提出すること。
- (4) 事業により作成した成果物等に係る著作権は、県に帰属するものとする。